2019年8月1日

保護者様各位

進学塾 深江学院
塾長 山本 寛

消費税法改正の対応についてのお知らせ

冠省

2019年10月1日全面施行の「消費税法改正」に伴う弊社・当塾の取り扱いについて、下記の通りお知らせいたします。内容については、国税庁ガイドライン等の法令に基づき適切に対応しております。事前に下記内容をご確認いただき、お間違いなきようご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

早々

記

１．授業料の税率（2019年10月度分の授業料より、10%の税率が適用されます。）

サービス提供（役務提供）の適用税率は、お支払日に関係なく、生徒様が当塾の授業を受けられる期間（受講月）が適用税率の対象になります。当塾のお支払方法が前納制となっている関係上、9月30日以前に10月度分の授業料を口座振替等でご入金いただくことになりますが、10月度分の授業料より10%の税率が適用されますので、ご理解賜りますようお願いします。

＜現　行＞　　**＜改正後＞**

税抜価格　＋　消費税（8%）　⇨　**税抜価格　＋　消費税（10%）**

※授業料にはプリント代が含まれます。

２．その他の税率

入会金・教材費・テスト受講費用・体験・イベント等についても、2019年10月1日以降10%の消費税をお預かりすることになります。

３．塾代助成金制度をご利用の方

大阪市塾代助成カードをご利用の方につきましても、10月度分の授業料より10%の税率が適用されます。

以上